

議会改革調査特別委員会記録

平成24年3月13日（火）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年3月13日（火）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午後1時3分）	2
中間報告（案）について	2
委員会提出議案について	2
散会宣告（午後1時13分）	4

○堀井 勝委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。網谷事務局次長。

○網谷光典市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午後1時3分 開議)

○堀井 勝委員長 ただいま報告いたしましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○堀井 勝委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可いたします。

○堀井 勝委員長 これから調査に入ります。

まず、中間報告(案)についてを議題といたします。

○堀井 勝委員長 前回の委員会まで協議を行ってまいりました、議員報酬及び議員定数の在り方について、派遣議員等の報酬の在り方について、そして政務調査費の在り方についての3件については、今回、中間報告を行い、必要なものについて委員会として議案を提出するとしておりました。

そして、今般、中間報告(案)について、正副委員長と事務局で調整させていただき、お手元に配付のとおりまとめさせていただきましたので、御報告させていただくものでございます。

内容につきましては、前書きのはじめにから3つの案件に関する委員会での議論の内容と結論、後書きのおわりに、そして、これまでの開催状況一覧と委員名簿となっております。

この中間報告(案)については、本来は朗読しなければならないと思いますが、本日はそれを省略させていただいて、それぞれの会派にお持ち帰りいただき、御検討をお願いしたいと思います。そして、あす以降、正副委員長で調整に回らせていただきますので、それぞれ御意見をお聞かせいただきたいと思います。

そして、各会派の御意見を踏まえた上で、次回の委員会において、本会議に提出する中間報告書として取りまとめたいと思っておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○堀井 勝委員長 次に、委員会提出議案についてを議題といたします。

本件については、中間報告書の内容を実現するため、議案として今定例会に提出し、議決を求めようとするものでございます。

なお、本市議会において、委員会という組織の名義で議案を提出するのは、今回が初めてのケースでございます。

議案は3件ございます。お手元に資料を配付しておりますので、その内容について事務局に説明させていただきます。山下事務局長。

○山下寿士市議会事務局長 それでは、私の方から、今回、本特別委員会の提出議案となります3件の議案の内容につきまして、御説明申し上げます。

お手元に配付の資料をごらんください。

まず、委員会提出議案第1号 市議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定についてでございます。

本件は、当分の間の暫定措置として、議員報酬月額を6%減額するためのものがございます。

裏面の条例本文をごらんください。

第1条は、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例についての特別措置を定めるという趣旨を規定するものがございます。

第2条は、当分の間の議員報酬月額として、議長以下、現行からそれぞれ6%減額した額を規定するものがございます。なお、100円未満の端数については、切り捨てを行って算定しております。

第3条は、今回の特別措置については、期末手当には適用しない旨、規定するものがございます。

なお、附則の第1項では、この条例の施行日を本年4月1日とし、第2項において、平成21年4月分の議員報酬に適用した3%減額の特別措置条例を廃止するものがございます。

次に、委員会提出議案第2号 枚方市議会議員定数条例及び枚方市議会委員会条例の一部改正についてでございます。

本件は、平成27年4月と見込まれます次の一般選挙より、議員定数を現行から2人削減して32人とするためのものがございます。

2枚目の新旧対照表をごらんください。

まず、枚方市議会議員定数条例関係として、議員定数を34人から32人に改めるものです。

次に、その下の枚方市議会委員会条例関係として、第2条の常任委員会の委員の定数について、現在9人となっております厚生常任委員会と建設常任委員会の委員の定数を8人とするものであります。これにより、すべての常任委員会の委員の定数が8人となります。

なお、本改正条例は、次の一般選挙から施行するものがございます。

最後に、委員会提出議案第3号 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

本件は、市議会議員が都市計画審議会等の附属機関の委員、その他の構成員の職を兼ねる場合において、報酬を不支給とするためのものがございます。

2枚目の新旧対照表をごらんください。

第3条、職を兼ねる場合の特例に第2項を新設し、市議会議員が別表第1に掲げる附属機関の委員、その他の構成員、これには民生委員推薦会、都市計画審議会、総合計画審議会などの委員が該当しますが、これらを兼ねる場合は報酬を支給しない旨、規定するものがございます。

なお、括弧書きの「市議会議員として当該職を兼ねる場合に限る」とありますのは、公募などにより、一般市民と同じ位置付けで委員に就任した場合については適用除外とする旨、規定するためのものがございます。

また、本改正条例の施行日は、本年4月1日としております。

なお、病院事業運営審議委員会委員につきましては、決裁処理で報償金が支払われていることから、これら条例による手続とは別に、議長から病院事業管理者に対して支給しない旨の依頼をしていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○堀井 勝委員長 ただいまの説明に対して、委員の皆さんから御質問等はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）御質問等もないようです。

本件についても、各会派にお持ち帰りいただき、御検討いただきたいと思います。

そして、先ほど提示させていただいた中間報告（案）とあわせて、正副委員長において各会派の御意見を聴取させていただきますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○堀井 勝委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会は、これをもって散会します。

（午後1時13分 散会）

委 員 長 堀 井 勝

議 長 松 浦 幸 夫